

生活交通運行事業者選定プロポーザルについて

1 趣旨

呉市では、広島電鉄から路線退出の申出があった地区について、代替交通を確保するため、当該地区の路線を新たに生活交通として運行開始します。

そのため、バス運行事業者から、当該路線の運行に係る企画提案を募り、実現性、安全性及び安定性等を総合的に比較検討し、当該地区における最適な代替交通の提供が可能な事業者を選定することとしました。

2 公募事業の概要

(1) 公募路線

次に掲げる生活交通路線の定期運行（4地区6路線）

- 音戸地区：呉倉橋島線「さざなみ号」
- 横路地区：横路交叉点循環線
- 広地区：白石白岳交叉点循環線
- 昭和地区①：昭和循環線 北コース
- 昭和地区②：昭和循環線 中央コース
- 昭和地区③：昭和循環線 南コース

(2) 運行の概要

①運行期間

平成26年10月1日（水）～平成27年3月31日（火）
（※以降、特段の事由がない限り、1年ごとに継続して運行）

②運行方法

道路運送法第4条に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可に基づく運行

③運行車両

市所有車両を無償貸与（予備車両含む）

④パスピーシステム及びいきいきパス

現行のサービス水準を維持するため継続して適用

⑤通学臨時便の対応

児童生徒が通学利用する路線で、学校行事等の変更により、通常ダイヤとは異なる臨時便の運行要請があった場合の対応方法等については別途協議

⑥その他（収支不足に対する対応）

呉市は、事業者に対し、路線運行に係る経常収益が経常費用を下回る場合は、予算の範囲内でその差額を負担

3 これまでの経緯（公募スケジュール）

- 平成25年12月24日 第1回代替交通運行事業者選定委員会開催
（プロポーザル実施要領及び選定基準について）
- 平成26年 1月 9日 プロポーザル実施要領等の公表
- 平成26年 1月14日 事業者説明会開催
- 平成26年 1月20日 プロポーザル参加表明書提出締切
- 平成26年 1月24日 事業者からの質疑書提出締切
- 平成26年 1月29日 事業者の質疑への回答
- 平成26年 2月 5日 応募申込書等の提出締切
- 平成26年 2月20日 第2回代替交通運行事業者選定委員会開催
（企画提案内容の説明）
- 平成26年 3月 5日 第3回代替交通運行事業者選定委員会開催
（企画提案内容の審査及び運行事業者（候補者）の選定）

4 プロポーザルの概要

(1) 参加資格要件（次の要件を全て満たす事業者）

- ① 呉市内に本店を有する者で、事故の発生や車両の故障等の不測の事態により、業務の遂行に障害が発生した場合における乗客の安全確保や関係機関への連絡、代替車両の手配等迅速な対応が可能な者であること。
- ② 過去1年間に、一般旅客自動車運送事業（乗合又は貸切）の運行実績を有し、かつ、過去3年間に於いて、当該事業に係る重大事故を起こしていない者であること。
- ③ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ④ 過去3年間に、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為（不正行為等）をした者でないこと。
- ⑤ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- ⑥ 道路運送法第4条第1項の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受け、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者又は運行開始日までに当該事業を営業者であること。

(2) 事業者からの企画提案項目

- ① 運行体制（運行に係る業務組織、車両整備体制、人員体制（運転士・運転管理者）等）
- ② 運行開始までのスケジュール
- ③ 運行の安全確保体制（事故防止、運行上の安全対策、事故対応等）
- ④ 事業従事者の労務管理
- ⑤ 利便性向上及び利用促進策
- ⑥ 収支見込み及び運行経費の縮減策

5 審査方法

- (1) 審査に当たっては、学識経験者や市民代表等で構成する代替交通運行事業者選定委員会を設置し、専門的な知見等からの意見を聴取した上で、運行事業者（候補者）を選定

【代替交通運行事業者選定委員会委員】

（敬称略，順不同）

区分	所属・役職等	氏名
委員長	呉市自治会連合会 会長	吉井 光廣
副委員長	呉商工会議所 事務局 次長	柳曾 隆行
委員	呉市立横路小学校 校長	石田 孝夫
	学識経験者（税理士）	藤井 峯子
	広島電鉄(株) バス事業本部 呉輸送営業部 部長	八木 康夫
	呉市都市部交通政策課 課長	河下 寿昭
オブザーバー	国土交通省 中国運輸局 広島運輸支局 首席運輸企画専門官	藤元 一則

- (2) 選定委員は、企画提案内容を次に掲げる項目ごとにAからEの5段階で評価し、各委員の評価点を集計した平均点を応募者の得点として判定

審査項目	内容
① 運行の実現性	人員体制，運行管理体制，運行開始までのスケジュール等
② 運行の安全性	運行の安全確保，事業従事者の労務管理等
③ 運行の効率性	運行の効率化に係る方策
④ 利用者へのサービス性	接客，利用促進に係る方策
⑤ 運行の安定性	収支見込み，通学臨時便への対応
⑥ その他	事業者からの提案等

- (3) 応募者の合計得点が80点以上（満点160点）で、かつ、全ての審査項目が過半の得点であることを判定基準とし、このうち、最も高い得点を得た者を運行事業者（候補者）として選定

6 選定結果

公募を行った4地区6路線に対し、各路線1者から企画提案書が提出され、代替交通運行事業者選定委員会において、企画提案内容を審査した結果、次の事業者が各公募路線の運行事業者（候補者）として選定されました。

【運行事業者（候補者）一覧】

地区名	路線名	運行事業者（候補者）
音戸地区	呉倉橋島線「さざなみ号」	有限会社なベタクシー（呉市警固屋 4-5-13）
横路地区	横路交叉点循環線	富士交通株式会社（呉市阿賀北 7-13-6）
広地区	白石白岳交叉点循環線	有限会社野呂山タクシー（呉市川尻町西 2-18-19）
昭和地区①	昭和循環線 北コース	朝日交通株式会社（呉市朝日町 5-10）
昭和地区②	昭和循環線 中央コース	有限会社東和交通（呉市海岸 1-7-8）
昭和地区③	昭和循環線 南コース	呉交タクシー株式会社（呉市東中央 1-2-9）

【選定委員会における審査結果】

（単位：点）

路線名（地区名）		呉倉橋島線 「さざなみ号」 （音戸地区）	横路交叉点 循環線 （横路地区）	白石白岳 交叉点循環線 （広地区）	昭和循環線 北コース （昭和地区①）	昭和循環線 中央コース （昭和地区②）	昭和循環線 南コース （昭和地区③）	
事業者名		(有)なベタクシー	富士交通(株)	(有)野呂山タクシー	朝日交通(株)	(有)東和交通	呉交タクシー(株)	
審査項目及び配点	(1) 運行の実現性	20	15.0	16.7	15.8	17.5	15.8	13.3
	(2) 運行の安全性	40	30.0	33.3	31.7	30.0	30.0	30.0
	(3) 運行の効率性	20	14.2	13.3	14.2	15.0	14.2	12.5
	(4) 利用者へのサービス性	20	15.8	14.2	16.7	13.3	15.8	14.2
	(5) 運行の安定性	40	26.7	35.0	33.3	31.7	30.0	26.7
	(6) その他	20	11.7	14.2	15.0	15.0	12.5	11.7
合計		160	113.4	126.7	126.7	122.5	118.3	108.4

※得点は、選定委員会委員6名による評価の平均点

※審査項目のうち、「(2) 運行の安全性」及び「(5) 運行の安定性」の配点については、評価点を2倍にして換算

呉市域バス路線図【平成26年3月1日現在】

参考

